

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 1 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 6 月 22 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱈沢委員

事務局（2 名）

羽山主査、杉山主事

説明者（4 名）

子ども家庭課長、介護保険課長、生活福祉課長、保護担当課長

<開会>

【部会長】

第 1 回外部評価委員会第 2 部会を開会します。

本日は、計画事業の外部評価にあたり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第 2 部会のテーマは「福祉、子育て、教育、くらし」です。

私は、外部評価委員会第 2 部会会長の平野です。部会の委員は、鱈沢委員、小山委員、金澤委員、小菅委員です。

今年度は、第二次実行計画期間の 4 年間のうち、3 年目にあたる平成 26 年度を評価する年です。

また、今年度は第三次実行計画策定の年でもあるため、外部評価委員会では、計画事業のまちづくり編の全事業を評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1 事業につき、30 分の想定でヒアリングを行います。

前半 15 分程度で事業の体系と評価シートの内容をご説明いただきます。事業の体系について

は事務局である行政管理課から、評価シートの内容については説明者である所管課長からご説明いただきます。

そして、後半15分程度で、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」と、「子ども・若者に対する支援の充実」について、お話を伺えればと思っていますので、よろしくお願いします。

まず、計画事業9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」について事務局から説明おねがいします。

【事務局】

計画事業9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」についてご説明します。

この事業は、個別目標「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置付けられた事業です。この個別目標は、「子どもを安心して産み育てられ、全ての子どもたちが伸び伸びと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援の仕組みが十分に整備されているまちを目指します。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み育てられる環境を実現する」という内容です。

今回ご説明する事業は、この個別目標の中に四つあるうちの基本施策のうち、1番目の「地域において子どもが育つ場の整備・充実」という基本施策に位置づけられています。同じ基本施策の中には、計画事業として、同じく子ども家庭部が実施する計画事業10「学童クラブの充実」や、地域文化部が実施する計画事業11「外国にルーツを持つ子どものサポート」があります。経常事業としては、今年度経常事業評価で外部評価を実施する経常事業40「保育所の保育委託」や、経常事業46「放課後子どもひろば」などがあります。

今回ご説明する計画事業9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」は、「就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者が選択できる保育環境を整備するものです。私立認可保育所の整備支援や、認証保育所への支援、また、保育所・幼稚園の子ども園化への一元化などを進めることにより、多様で多角的な保育環境の整備を図り、保育園入所待機児童の解消や、保育者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。

27年度の子ども・子育て支援制度の開始に合わせ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、多様な保育環境の整備を計画的に進めていきます」という内容になっております。

【部会長】

今回、子ども家庭課長に説明してもらった事業が二つありますが、ちょっと質が違うので、分けてヒアリングを行いたいと思いますが、子ども家庭課長のほうから何か説明はありますか。

【説明者】

子ども家庭課長です。よろしくお願いいたします。

今、説明の中にありましたが、この第二次実行計画期間中の特徴として、25年8月に子ども・子育て支援法ができて27年度から新制度になり、あらかじめ25年度にニーズ調査がございました。この計画の策定時と違う状況として、25年度に保育に関するニーズ調査をしたと

いうこと、それから、それに合わせて人口推計も、新たに未就学児の精度の高い人口推計が必要だったこともあり、新宿区自治創造研究所を中心に人口推計をやり直しました。

そういったことを踏まえて、ここに冊子をお持ちしました。この冊子は27年からの計画を定めた冊子になっておりまして、この中の子ども・子育て支援事業計画というのが法定の計画になります。ですので、この計画期間中に幾つ保育園をつくって、定員をどれぐらいにして、ということが、数の目標として定められていきますので、それとのすり合わせの中でこちらの評価も出てくるのかなと思います。

指標の中で言いますと、目標設定のところに私立認可保育所の定員増、これはまさに新制度の事業計画と整合が取れる部分ですが、2番目の認証保育所は、制度の中で法的給付の対象にはならなかった施設です。ですから、法的に位置づけが曖昧な保育サービスになっているということと、それから、認可保育所のほうが事業的に安定しますので、なかなか認証保育所の新規参入もないというところで、今後は認証保育所の定員増というのは計画から落としていく予定になっています。

それと、子ども園は新たな制度のつくり込みの中で、いわゆる子ども園だとこれぐらいの公定価格というか、要は国から出る交付金の単価があるんですが、事業者側にすると想定されていたほどメリットがないという議論があり、なかなか子ども園化が進まず、特に既存の幼稚園の子ども園化が進んでいっていない状況です。ただ、区は先駆的に区立保育園の子ども園化等は進めてきましたので、引き続き子ども園化の意義は踏まえながらも、今後はこういった表現では目標設定はなくなっていくかもしれないと思います。

そういったことも踏まえて、裏面に私どもなりの評価と実績等を記載しました。全体として、待機児童の解消対策を、例年4月の待機児童が増えたという数字を見て、緊急な臨時対策を追加で重ねてきましたので、常に計画のフレームの想定を超えて整備を進めてきているという状況です。

以上です。

【部会長】

一つ確認ですが、総合評価のところでは、26年4月現在の待機児童が150という数字がある、これは今も大体同じぐらいですか。

【説明者】

いえ、また少し増えてしまっています。この3カ年だけで1,021人定員を増やしていますが、それにもかかわらず待機児童が減りません。未就学児の伸びもさることながら、共働き率が非常に増えているということと、区内の特に神楽坂・笹塚エリア、四谷にかけて、区の東南地区が、ファミリー世帯の7,000万円、8,000万円ぐらいの物件に共働き夫婦が転入していて、このあたり保育ニーズが逼迫しているという状況です。今年は168名になっています。そういうことを踏まえて、今年もまた緊急対策を追加でやっています。

【委員】

適切な目標設定の中で、「新宿区内に重点地区を設定して」とありますが、重点地区の設定

の根拠や、具体的に区内のどの辺が増えているのか。あるいは、どの辺の地区が急増しているのか。あるいは逆に減っているのか、あるいは平均しているのか、その辺の地域的なことをお尋ねします。

【説明者】

実はこの計画の中でも区内を3圏域に分けています。戸山団地、戸山ハイツがあるエリアはむしろ高齢化が進んでいるエリアです。これは中央地区になっていますが、かつては大規模団地だったので、保育園がたくさんあります。なので、中央エリアではもうこれ以上保育所はつくらなくてもいいだろうということで、落合地区と牛込箕輪・神楽坂エリア、それから四谷を重点地区として、事業者公募をして整備を進めてきました。落合地区の大分落ちついてきたのですが、今年から深刻になっているのが、四谷もかなり子どもの数が増えてきて、四谷も少し逼迫してきているという状況です。

【委員】

中央地区は現況でよく、急増は落合、牛込、四谷ですね

【説明者】

そうですね。急増というと牛込箕輪エリアから四谷にかけてですね。

【委員】

これは当然、住宅事情や何かですよ。

【説明者】

そうですね。東五軒町のあたりのマンション群とか、四谷のほうも非常にマンションが増え、早稲田通り沿いにも次々とマンションができていたりしているので、そういったことです。

【委員】

保育所が増える、保育園児が増えるということは、将来、学校のほうまで波及しますか。

【説明者】

そうなのですが、その増え方がそのまま小学校までは波及していかないのです。お子さんが大きくなると、やっぱり一定比率、転出するのです。なので、未就学児が増えるような増え方は、小学生はしないという傾向が出ています。

【委員】

若松地区でも四谷に極めて近い富久クロスが9月から入ります。ああいった大型のマンションの中には保育施設が入るということで期待が大きいわけですが、そういったことも待機児童を吸収してもらおう上ではとても大事なことじゃないかなというふうに思います。きょう出てきた三つの評価の基準とはまた違うんですが、待機児童は、保育園、子ども園だけではなく、かなりの部分を幼稚園で吸収すると思うんですね。幼稚園の今後のあり方も昨年見直しがあったようですが、例えば私立の幼稚園だけではなくて、区立の幼稚園でも今後預かり保育とか3年保育ができるようになれば、待機児童がかなり減るという見通しはあるわけですね。

【説明者】

教育委員会も幼稚園のあり方検討の中で、多くのニーズがあり、特に幼稚園の3歳児ははっ

きり足りないという調査結果も出ているため、区立幼稚園でも3歳児を少し増やしたり、預かり保育も、モデル実施ですけれども、来年度から始めるということの動きがあるようです。ただ一方で、小さな私立保育園の圧迫になってはいけないということもあるので、調整をしながら進めているというふうに聞いています。

【委員】

他区なのですが、預かり保育とか、それから3歳児ではないですが、3歳になると同時に受け入れる仕方が進んでいる園もあると聞いています。当然、区立の幼稚園もそういう方向に行けば、待機児童というのはかなり減っていくのではないかと感じました。

フルタイムで働きたいお母さんばかりではなくて、社会参加というのは、時間を区切った中で、この時間の中で働きたい、子どもの生育にも十分にかかわりたいというお母さんたちもいます。さまざまな選び方をしているわけで、それが進むとかなりのこの辺も改善されていくのかなということを感じていますので、ぜひその辺のところと一体化して今後考えていただきたいというふうに思います。

それから、認証保育所ですが、かなり小さな認証保育所というのがあるって、区立の認可保育園なんかと比べると、保育環境も必ずしも十分とは言えないようなところでやっているわけですよ。そこに通っている保護者の方というのは、いずれ認可保育園に入りたいという要望を持ちながら、私立の認証にとりあえず入っているみたいな感覚があると思いますので、幼稚園のあり方の検討と、認可保育園を少しでも増やしていくということが今後必要かなと感じました。

【説明者】

認証保育所は、認可化移行支援という事業を昨年度から始めています。現在22カ所ありますが、1件1件の事業者さんとヒアリングをして、経営コンサルタントも入れて、認可化に移行するための支援事業を進めています。

【委員】

内部評価の総合評価の中で、平成27年度からの5か年計画があります。この中で今の重点地区も、5か年計画の中で待機児童が増えるということは想定して、23区の中でも新宿区は増える率が多い関係で、何か大きい課題があるのでしょうか。

【説明者】

23区でいうとウォーターフロントというか、中央区、江東区などタワーマンションができているところは子どもの数が一気に2倍になるとか深刻です。そういうところに比べると、新宿区はさほどでもなくて。ただ都心区は、都心回帰というか、増えている状況にあって、多摩地区とか市部はむしろ保育園の空きをどう補填していくかという悩みになっているというふうに聞いています。

【委員】

私立の認可保育園の定員が27年度からすごく増えているのですけれども、どこか新しいところができるのですか。

【説明者】

27年度は年度途中になって、4月の開園に間に合わなかったこともあるのですけれども、富久クロスがようやく10月からオープンしますし、それから高田馬場に、これもちょっと工事が遅れて11月になっちゃうのですけれども、諏訪公園の横に高田馬場の私立認可保育園が一つできます。それから、従来から予定していたもので、新宿第二保育園、公立保育園を富久クロスの中の私立保育園に移行するというストーリーだったのですけれども、実は富久クロスの入居者アンケートをしたところ、非常に保育園希望者が多いということがわかりまして、新宿第二保育園の建物は残して、あそこを改修して、急きょ今よりも多い定員の富久クロス分園とすることであるとか、今いろいろなことをしています。ですので、毎年毎年1月になると数字の見直しをするのですけれども、毎年計画もローリングして数字を増やしているところです。

【委員】

国のほうは、インターネットで調べたら平成24年、25年は前年比で待機児童減少、26年増加とあったんですが、新宿区はずっと25年から3年間倍増しているということで、子ども家庭課長から説明があったような理由で倍増しているということよろしいですか。

【説明者】

つくと掘り起こすという要素もあるのかなと思います。申込み者数のカウントというのは、その保育園1個につき何人待機児が出ましたという足し算で待機児童が出ますので、保育園の総数が増えれば、1人、2人の待機児童数を足し込んでいくため増えていきます。あとハローワークに行っています、今休職中ですという方でも申込み資格がありますので、おうちでお子さんを見ているのだけれども、数としては待機児童数にカウントされる方はたくさんいらっしゃいます。

【委員】

23年度のヒアリングでは、4年後で待機児童解消を目指していましたが、今回のシートでは29年度の待機児童解消を目指すようです。今のような考え方であると、今後も待機児童解消は実現できないと思います。

【説明者】

かなり大げさに数を増やしているのですけれども、29年度末までに待機児童をゼロにするという、国のそもそもミッションがあって、そういう法律なのですね。ですので、この年度計画の29年度末にはゼロというものをうたいなさいという計画なのです。

【委員】

すみません、168名というのは実数ですよ。かぶってはいないわけですよ。

【説明者】

そうです。待機児童の実数です。それぞれの保育園に少しずつ待機児がいます。

また落合地区に昨年一つ保育園ができました。それから、既存の、せいが保育園も急遽学童クラブのところと一緒にしてもらったのです。その二つやっただけで、非常に待機児童が多い地区だったのが、ほぼ解消されたのです。ですので、もともと分母の少ない世界なので、

つくと全然状況が違うんです。一方、箕苧・神楽坂エリアは、つくろうにも本当に物件も土地もなく、現実につくれていなかったのです。愛日小学校の周りも相変わらずなかなか土地も物件もなく整備できていない状況です。

【委員】

内部評価の適切な目標設定の中で、そういうことを一言入れておいたほうがいいかもしれませんね。目標設定そのものが流動的だということになりますよね。したがって、指数や何かもなかなか特定できないという難しい問題があるのですね。

【部会長】

2点質問があります。一つは、今、子ども家庭課長から説明がありましたが、この間、土地代の高騰と建築費の高騰、人件費の関係もありますよね。これがかなりあちこちで施設整備にかなり影響していて、このカーブがやっぱり、初期投資、今の補助の枠だと厳しいというのが事業者の間の認識になっているのですね。今後順調に事業所が伸びていくのかということは何か考えていらっしゃるのですか。厳しくなると思うのですが。

【説明者】

このたびの補正予算で区独自の賃料補助の加算を追加しました。まず大きな課題が、やはり建築費の高騰と物件不足、それから賃料の高騰です。それから、保育士の確保難というのもあります。もともと保育士の養成学校も枠自体が限られているにもかかわらず、ニーズだけが倍増しています。なので、先行して、保育士たちの住まいの賃料補助という、保育士たちのための賃料補助という制度が先行して始まっています。それに加えて、賃貸物件を活用して整備する保育園に対する補助として国のほうで、100万円までの賃料補助という枠があるのですが、下手すれば1年しないで使い切ってしまうというのが区内の状況です。近隣の中央区や千代田区が次々と賃料補助を始めてしまいましたので、事業者の獲得競争みたいになっていますから、新宿もこのたびの補正予算で区独自で、国の補助に加えて、年間3,000万円まで補助しますという制度で、そのうちの4分の3を補助しますという制度を補正予算で組んでいます。

【部会長】

そういう独自のことをしないと、都心は厳しいでしょうね。

それから2点目ですが、最近は保育所でもかなり地元の反対が増えて、かなり難航しているというのがあるのですが、新宿区はいかがですか。

【説明者】

難航しています。一番楽なのは、ビルインでもともと何かがあったところ、1階がスーパーだったりすると、ほとんど何も問題ないのですが、更地からつくっていく保育園に関しては、本当に神経をすり減らすような、非常に消耗するトラブルになります。資産価値が下がるとか、子どもの声に対するアレルギーというのがものすごくあって、園庭をつくるのはいいけれども、1日15分しか外に出すとか無理難題を言われるので、ちょっと憂慮されるところです。

【部会長】

各自治体で大きな問題になりつつあるのですよね。非現実的な話もいっぱいあって。その辺

は行政として何とかしないとね。地価が上がれば上がるほどそういう問題が出てくるので。

では、次に計画事業12番「子ども・若者に対する支援の充実」についてお願いします。

【事務局】

計画事業12番の「子ども・若者に対する支援の充実」についてご説明します。

この事業は、先ほどご説明した「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」と同じ個別目標で、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置づけられた事業ですので、重複する部分のご説明は省略します。

今回ご説明する事業は、個別目標「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の中に四つある基本施策のうち、2番目の「地域で安心して子育てができる仕組みづくり」という基本施策に位置付けられています。同じ基本施策の中には、計画事業として、明日ヒアリングをお願いする「地域における子育て支援サービスの充実」があります。経常事業としては、同じく子ども家庭部が実施する「児童手当」や「まちの子育てバリアフリーの推進」などがあります。

今回ご説明する「子ども・若者に対する支援の充実」は、「子どもから若者の世帯形成期までを長期的かつ適切に支援するため、子ども・若者の支援を行うさまざまな機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かしながら、発達段階に応じた支援を効率的かつ円滑に実施する仕組みをつくるものです。

また、子ども・若者に関する既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う、子ども・若者に対する総合相談窓口を設置する」といった内容になっております。

【説明者】

若者支援のほうは、22年に子ども・若者育成支援推進法の施行がございまして、この中でワンストップ相談窓口の枠組みをつくりなさいとか、子ども・若者を支援するためのネットワークづくり、この二つが大きな柱だったということがあります。区として23年度からこういった施策がいいのかというところを検討PTで作り上げてきました。なかなか具体の決め手というところがないところで、いろいろな分野に若者施策というのはまたがるというところがあります。

課題としましては、例えば引きこもり・不登校の問題も、義務教育終了時点までは教育委員会がきちんとフォローできているわけですが、その後の思春期以降の若者の支援窓口が、子ども総合センターの中で、18歳までのお子さんをお持ちのご家庭に対する、非行とかその他家庭の問題に対するケースワーク業務があります。

それから、若者の就労支援というところで、地域文化部の「あんだんて」、その他の若者の就労支援事業というのがあります。そういったところの切れ目、切れ目がうまく連携できるようにサポートネットワーク会議を年2回開催しています。

目標設定なのですけれども、区民意識調査の中で、こういったところの目標値とか、若者支援機能の整備というところで、若者自立支援部会を設置するということがありました。これも実施済みです。

それから、相談窓口の設置ですが、これが現時点での大きな課題だと思っております。子ども・若者総合相談窓口というところで、いわゆる関連部署全ての窓口15カ所に「若者相談窓口ですよ、何でも相談してください」という看板を出しているのはいいのですが、出せば出すほど散漫になってしまって、実際の相談実績ということになってきますと、若者の相談実績としては、地域文化部がやっている仕事センターの就労支援事業の相談のみになっているという状況です。

実績を申し上げますと、25年度が184件中、地域文化部の就労支援の関係がほぼ全てということになっています。子ども家庭支援センターの中に2件程度あるということですね。それから26年度3月までの集計でいきますと、これは電話と訪問と両方入れた数ですけれども、270件で、就労相談以外の件数はたった3件という状況になっています。

そういったことを踏まえて、地域文化部と現在、より具体的な、むしろ総合相談窓口でよりワンストップサービスの理念に近いものが構築できないかということで、地域文化部、それから若者の精神の関係もありまして、自殺防止対策をやっている健康部、それから就学中の子どものフォローをしている教育委員会の教育支援課等と連携して、次の第三次実行計画に関しては、コンセプトとして、若者に対する切れ目のない支援、子どもから若者までの、幼少時から自立するまでの切れ目のない支援というところをコンセプトに、現在、より実効性のあることを組み立てていきたいということで検討しているところです。

ただ、実績としましては、粛々とサポートネットワークの会議体の中で、若者自立支援部会という部会を設置しまして、事務局は地域文化部の就労支援担当になりますけれども、その中でケーススタディなども入れながら相談していくということと、若者の就労支援に関する「あんだんて」の相談件数自体は非常に増えている、100件近く昨年から増えている、5割増で増えているという状況にあります。

補足は以上です。

【委員】

指標1が、27年度末に45%という設定をして、既に24年度までで45%、24年度、初年度で48.7%を達成しているのです。目標値をなぜ変更しないのかということも25年度のヒアリングでも言わせていただいたのですけれども、区民アンケート、モニターでとっている数字なのですよね。この辺の目標値のセットの仕方と、第一次実行計画のときの23年度末の現状というのが、これを見ると42.4%なのです。だから何で45%なのかなと、過去にも未来にもわたってその辺をお伺いしたいと思います。

【説明者】

相談実績として地域文化部以外に出ないという中で、子ども家庭部として、当時は材料不足だったのかもしれませんが、第三次実行計画をつくるに当たっては、指標も変えるつもりで現在検討はしています。

【委員】

新宿区において若者のこういう支援をするということは極めて大事なことだと思うし、15カ

所の窓口を設定しても、どういうところへ設定しても若者はなかなか相談には来ない、特有の現象があると思います。この内部評価をする段階で、今メディアで騒がれている塾と居酒屋を中心とした、いわゆるブラックアルバイトなどは、想定していないと思うんですが、目標設定を含めて、新宿区内の若者の現状とかなりかけ離れた事業であり、評価ではないかと思っています。

現実に学生などに聞いてみても、ブラックアルバイトの現状は非常に深刻です。学業を破棄せざるを得ないような状況に追い込まれているのです。就労関係が一番だということはわかりますが、そういうのがこういうところへ上がってこないということの、機構全体の変更がこの評価の中に見られないという感じがします。

【説明者】

就労も、例えば就労支援だから地域文化部の中に今、相談実績のほとんどのところが集まっていますが、今年270件相談ある具体の中身は、むしろ福祉に近いような、自立できない若者の母親、保護者による相談がほとんどです。現実に外に出て何らかの活動をしている若者への支援というところが実は抜け落ちているということがあります。

ですので、新宿区のイベントとして、若者のつどいというのを毎年やっています。そういった中にいわゆる活動できる若者たちをどう取り込んでいくかと。活動するに当たって自分たちをどう守っていけるのかという視点も必要だと思うので、そうしたイベントの機会もかりて、あるいはイベントをする企画段階からどう取り込んでいくかということもあわせて考えていますし、相談のあり方ももう少し、拠点15カ所で漫然ということではなくて、どこを拠点にしてとか、拠点機能をどこかがしっかり持つということも改めて必要だろうということなので、今たくさん部の部で連携しながら、共管で次の計画をつくっていければなと思っています。

【委員】

270件の相談のほとんどが自立できない若者の母親。まさにそうで、切れ目のない支援というのがここにあるのではないかなと思うんですね。問題は小中学校の時点から発生しているんですね。

【説明者】

それ以前から、もう乳幼児、未就学のころからの親子関係というか、親御さんの養育力でですね。

【委員】

そこがとりあえず保育園なり、幼稚園なり、小中学校までの間は、かなり学校なりその周辺がかなり手厚く支援していますよね。ですから、問題はそこから先の支援がきちんとできていないのじゃないかなと思います。恐らく270のうちの親だってかなり高齢の親、子どもが30代、40代になって。そこのところの支援をどういうふうにしていくかというのが、その拠点をしっかりして、就労ではない自立向けの支援を今後つくっていかなければいけないという問題意識を感じ取りました。本当に今後が課題じゃないかと。

それから、例えば目標1の独身期の区民が「自分は心配ない」と回答している、45%、その

45%の取り方も問題じゃないかなというのですけれども、じゃ55%の中身は何なのかということほうが私はすごく大事なんじゃないかなと思います。何を彼らは不安と思っているのか。例えば課題の設定もあると思いますが、「不安です」と言った55%の人たちが何を不安としているかという内容の検討をすることもまた大事なことじゃないかなと思います。

それと、その前にアンケートの対象になるということだけだって第一歩、それに答える意欲を持ったということだってすごいことだというふうに思うのです。

【説明者】

アンケートに回答する方はまだ心配ないのですよ。自分でそういう発信をできる方は。アンケートを送っても回答してこない方が課題だと思っているので。アンケートでというよりも、やっぱり個別のケーススタディの中で拾われてくるのかなと思っています。

【委員】

就労している人たちの課題というのもあるのですけれども、ここはまだそこに結びつかない人たちの中の大きな課題を感じて、大変だなと思います。

【説明者】

いろいろな問題があって、発達障害も実は相当数潜んでいるのではないかというところもあるので、障害者福祉課にも今後は一緒にやってもらおうかなと思っています。

【委員】

発達障害と認定されないまでも、そのボーダーにいる人たちの課題というのも、実際に社会に出てみると、幼少のときには見えない問題が明らかになったりしますよね。

【説明者】

若者の支援は難しいですが、世田谷区とか拠点をつくって具体的なことをやっている先進自治体の例も出てきましたので、参考にしながら進めたいと思います。

【委員】

引きこもりの若者の実態はつかめていますか。

【説明者】

その実態の把握が義務教育終了時点で途切れてしまうのです。教育支援課は、不登校、引きこもり、義務教育終了までは全てのお子さんについて把握していますが、卒業後まで先生がおうちに行ってくれることはないので、そこで切れてしまうというのが大きな問題だと思います。

【委員】

義務教育までに引きこもっていた子の情報は次のところに何か伝える方法はありますか。

【説明者】

次のといったときに、どこに所属するかという。私立高校へ行ってしまうばもうそれまでですし、個人情報という大きな壁もあります。

【委員】

だから、どう切れ目のない支援をつくっていくか。切れ目のない支援をつくってほしいと思うんだけど、すごく課題ですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

27年度の取組の概要のところ、 「あんだんて」 だけでは対応が難しいケースが増えてきていますという、その対応が難しいケースというのが、どのようなケースですか。

【説明者】

就労以前の問題、家庭相談みたいになんてはなっているというのが、「あんだんて」側からよく聞く話ですね。

【委員】

そういう人たちに対する受け皿って何かあるのですか。精神を患っていたら保健センターに相談しましょうとか、個々の状況に応じた対応でしょうけれども。

【部会長】

問題が深刻ならば、保健センターや児童相談所になると思いますけれども、そこまでいかないのですからね。ましてや、18歳を越えて児童福祉法も離れちゃうと。20歳を過ぎれば基本1人ですからね。

【委員】

若者という概念は40歳未満ということなのですか。

【説明者】

そうですね、子ども・若者支援法に定義されています。

【委員】

若者のつどいについて具体的に内容や人数について教えていただけますか。

【説明者】

初回は、30歳のつどいということで開催しました。30歳の同窓会をやってもらうぐらいのつもりで、30歳7000人程度にダイレクトメールを出しました。しかし初回は200人ぐらいしか集まりませんでした。

2年目は、人気の歌手を呼んだので800人ぐらいの参加者でした。

必ず目玉のものを一つステージにおいて、会場である新宿文化センター地下の展示室から上の会議室も全部使い切ってやっています。吉本興業にイベントの一部分を委託していて、去年すごい活況だったのが、芸人さんが小ホールでやったイベントです。大ホール1,800人ということは来年以降見直してもいいのかなと思っていますけれども、とりあえず今年も企画はしています。

【部会長】

目標設定にありますよね、独身者40歳まで、18歳から39歳ということですがけれども、区内に何人いらっしゃるのですかね。戸籍、住民台帳上で結構ですがけれども。

【説明者】

この層はものすごく厚いです。新宿の場合は昼間労働者というか、要は労働者層があるので、

新宿の人口ピラミッドはその層が一番厚い層にはなりません。

【部会長】

この独身者というのは未婚者ですか。ひとり親とか、それは入ってないんですか。

【説明者】

そういう区別はしていません。

【部会長】

要するに配偶者がいないという状態であると。

【説明者】

配偶者がいる方の課題も、DVの課題もありますし、若者支援に関しては、デートDVの問題とか、あと性同一性障害の問題等々もあります。

【部会長】

確かに未婚者のほうは未婚者の問題が多いのですけどね。この人たちがそのまま高齢化すると、未婚者ということは子どもも家族もないということですからね。そうすると次の介護保険につながるのです。

【説明者】

そうですね。高齢者虐待で、母親を虐待してしまう独身の息子さんという一つのパターンが話題になったりしていますので。

人口ですが新宿区全体で今33万人ほどおりますけれども、18から39歳が12万1,000人です。非常に分厚い層になっています。

【部会長】

これは既婚者も全部含めてですか。

【説明者】

全部含めてです。

【部会長】

今、日本全体で1人世帯の率が30%ぐらいだから。もちろん高齢者も1人世帯が多いですが。とにかく12万人で1人世帯としたって、まあ4万は多分単身ですよ。

では、どうもありがとうございました。また後で照会があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

まず事務局から説明をお願いします。

【事務局】

計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」についてご説明します。

この事業は、個別目標「だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち」に位置づけられ

た事業です。この個別目標は、「病気や障害、介護が必要など、さまざまな境遇にあっても地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指し、区はセーフティ機能の充実を積極的に図っていく」という内容です。

今回ご説明する事業は、この個別目標の中に三つある基本施策のうち、1番目の「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」という基本施策に位置づけられています。同じ基本施策の中には、計画事業として、同じく福祉部が実施する計画事業30「高齢者を地域で支える仕組みづくり」があります。経常事業としては、「高齢者総合相談センター事業」や、健康部が実施する「後期高齢者医療制度」などがあります。

今回ご説明する計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」は、「在宅での介護を支援するため、地域密着型サービスの事業所を整備するとともに、在宅での介護ができない場合の受入れ先として特別養護老人ホームを整備する」という内容です。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

介護保険課長のほうから補足と説明をお願いします。

【説明者】

介護保険課長です。

それでは、計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」について、引き続き説明します。

この事業の目的ですが、在宅での介護を支援するため、地域密着型サービスの事業所を整備するとともに、在宅での介護ができない場合の受入れ先として特別養護老人ホームを整備するというものです。

手段としては3種類あります。①地域密着型サービスの整備、②特別養護老人ホームの整備、③ショートステイの整備でございます。

それぞれ平成26年度の主な実施内容ですが、①については、公有地で2カ所、事業者の補助協議・内示を行いました。また民有地では26年9月に1カ所開設、また11月に1カ所着工しました。

②については、平成27年6月1日に開設いたしまして、平成26年度の実施内容としては、その準備ということで、竣工しました。

③については、国有地では先ほどと同じ特養と併設ということでございまして、ほかに2カ所、都営地、区有地で補助協議・内示を行ったという実績です。

目標設定と実績ですが、①については、目標が小規模多機能型居宅介護、または複合型サービスの登録定員ということで、下表の26年度目標値のBが124、実績が122となっております。このマイナス2でございますが、事業所数といたしましては目標どおりでございますが、小規模多機能型居宅介護の複合型につきましては、定員の上限が25となっておりますので、124と目標しておりましたが、1所開設いたしましたところの規模が23人ということでございまして、99足す23で122となっております。

指標の2です。認知症高齢者グループホームの定員数ということで、目標としては135ですが、

この目標値についても変更後の数値で、もともとの数値は171となっています。この中には民有地の公募として2所ありましたが、応募がないという状況での変更後の目標値という形になっています。

指標の3、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用人数ですが、目標135に対して92という形になっています。

指標の4、特別養護老人ホームの入所定員数については、480で変更なしです。先ほど説明したとおり、平成27年度の目標が610となっていて、その準備を平成26年度行い、6月1日に下落合国有地跡地に特別養護老人ホームが開設しました。

指標の5は短期入所生活介護の定員数、いわゆるショートステイで、26年度については目標どおりの60という形になっています。

評価ですが、総合評価を計画どおりと評価しました。理由としては、民間事業者による介護保険施設等の整備に際しては、区が費用の一部を助成することは、地域包括ケアの推進、また特別養護老人ホームの整備に対して適切であると考えます。また、平成26年度の整備状況についてですが、特別養護老人ホームの工事は順調に進捗して、竣工を迎えます。

また、公有地2カ所、民有地2カ所の地域密着型サービス等の事業者への補助内示を行いました。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1カ所開設し、既設2所、目標の3所を達成しました。

ただ、民有地での認知症高齢者グループホームの公募については、相談という形では寄せられているものの、応募には至っていないという課題がありますが、全体的には計画どおりと評価しました。

今後の取組方針です。公有地を活用した地域密着型サービス及びショートステイの整備については、西落合都有地が平成27年度竣工、中央図書館跡地については28年度竣工に向けて準備を進めていきます。

また、特別養護老人ホームについては、平成27年6月1日開設して、整備を進んでいます。

また、民有地を活用した認知症高齢者グループホームの公募については、複数ございますが引き続き、相談者と密接な連絡をとりながら、今後も応募に結びつけるように努力をしていきます。

また、民有地の看護小規模多機能型居宅介護と言いますが、先ほど申し上げました複合型サービスというのが27年4月1日から名称が変わっているもので、27年度は新名称で標記しており、看護小規模多機能型居宅介護を1カ所公募します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、3カ所になったことを受けて、今まで以上に利用者増に努めます。

第二次実行計画期間を通じた分析ですが、課題としては、先ほどご説明した民有地を活用した認知症高齢者グループホームについては、平成24年度から公募を行っていますが、いまだに応募に結びついていません。26年度は業界誌の活用や、23区内のグループホームを運営している事業者全てに公募要綱をこちらから送るなど、一定の努力をして、周知を図りました。応募

には至っていませんが、先ほどご説明したように、複数の事業者と今も相談をしているというところで、若干の効果は出ていると考えていますが、今後も努力をしていきたいと思っています。

また、どうしても地価が高いということで私有地は難しいところがありますので、地域密着型サービスにつきましても、公有地の活用ができないかということは今後もあわせて検討していきたいと思います。

第三次実行計画に向けた方向性としては、継続ということで、若干重複しますが、第二次実行計画中に着工しました公有地を活用した地域密着型サービス、ショートステイは引き続き基盤整備を進めます。

また、地域密着型サービスにつきましても、私有地での整備を促進するとともに、地価が高いということも鑑みて、公有地の活用も検討していきます。

また、特別養護老人ホームについては、先ほどの130床開設というところで、今後の計画というところは現在ありませんが、こちらも公有地を中心に整備できないかということを引き続き検討していきます。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、目標値の3カ所を達成しましたので、第三次実行計画については外し、経常事業という形でやりたいと思います。

説明は以上でございます。

【部会長】

特別養護老人ホームの今現在の待機者は何人ぐらいいますか。

【説明者】

27年5月末で963人が待機者ということでございます。

【部会長】

ちなみに認知症のグループホームのほうの待機者もわかりますか。

【説明者】

特別養護老人ホームについては、区が関与して入所調整をしているため、待機者を把握していますが、グループホームについては、整備の補助はしていますが、入所に関しては住民でお願いしているため、正確な待機者というのは把握していません。

【部会長】

去年介護の計画をつくりましたよね。そこでニーズ調査みたいなのをやっていませんか。

【説明者】

個別に施設のグループホームに聞くと、大体10人から20人ぐらい待機しているようです。全所ではないのですが、平均すると大体そのぐらいです。

【部会長】

単純に計算すると100人ぐらいということですね。

【説明者】

今8所グループホームがございますので、多くて160人ぐらい、待機者がいると捉えておりま

す。

【委員】

小規模多機能は今4カ所ですか。

【説明者】

はい、4カ所です。

【委員】

これは9カ所になる予定なのですか。

【説明者】

先ほど説明しました看護小規模多機能型居宅介護を全て入れまして、現在予定があるものについては最終的に10所になります。

【委員】

小規模多機能の中で看護がついているというのは、どういうことなのですか。

【説明者】

いわゆるデイサービスとホームヘルプとショートステイの3種類で小規模多機能型居宅介護ですが、これに訪問看護を加えたものです。医療の看護の訪問が入ると、複合型サービス、看護小規模多機能型居宅介護になります。

【部会長】

医療的ケアが必要な重症な人を預かれるということですかね。

【委員】

今1カ所だけですね。

【説明者】

今1カ所で、もう1カ所開設予定です。

【委員】

今の場所ってマザアスですか。

【説明者】

「わいは」です。

【委員】

マザアスは普通の小規模多機能複合施設ですよ。

【説明者】

そうですね、マザアスは小規模とグループホームと小規模の特養です。

【委員】

小規模多機能ホームが看護を含めて最終的に10所になるということは、在宅の支援が手厚くなるということだと思んですが、民間の例えばデイサービスがかなり増えているということとで激戦区という一方の見方もあるわけですね。その辺のところは、区はどういうふうに捉えているのかということと、最近、在宅老人ホームという新しいサービスの事業者が出ていますよね。その辺の見解をちょっとお聞きしたいです。

【説明者】

基本的に通所のデイサービスについては、補助金を区が投入して整備の促進を図っているということはありません。基盤整備で区が介入するのは、整備をしにくい面があるところと、地域包括ケアの中で特に必要だというようなところのバランスを考えてです。

逆に言うと、ご指摘のとおり、デイサービスは非常に競争が激しくなっていることも把握していきまして、ちょっと古い施設等だと利用者が少なくなったりして、厳しい状況というところも把握しています。ただ基本的にはデイサービスについては、民民でお願いをしているというのが現状です。

また、サービス付き高齢者住宅ですか。

【委員】

いや、そうじゃないです。在宅老人ホームという新しい事業のあり方が出てきています。

【説明者】

考え方としては、特別養護老人ホームを自宅で、自宅を特別養護老人ホームにできれば施設は要らないという考え方だと思います。

【委員】

家にいながらということですね。

【説明者】

その辺が、先ほど申し上げました24時間の定期巡回サービス等になると思います。ただ、そのサービスだけではなく、いろいろなサービスの複合型訪問看護、小規模もそうですし、そういった中で、施設があるかということ、そういったことではなくて、どうしても施設のほうは在宅に比べて3倍ぐらいお金がかかる状態の中で、老人ホームをその事業者は経営していると思います。基本的な考え方としては、在宅で施設サービスを受けられれば、生まれ育った地域で、ご自宅で、看取りまで迎えられるのではないかという考え方の話だと思います。それは把握していきまして、区としても地域包括ケアということで、基本的には施設になるべく入らず、在宅でといった考え方でやっております。

【委員】

その事業者は大久保ですから、戸山、大久保、それから戸塚あたりにネットワークでもって、利用者を増やしたいという展開を一生懸命やっています。お弁当、食事も届けてくれると。食事サービスも含めて、24時間看護も含め、それからヘルパーさんの派遣も含め、おうちで特養に入っているのとほぼ同じようなサービスを受けられて、かつ、自分のお家だから特養に入るよりは安く済むわけです。

【説明者】

基本的にはご自宅にいらっしゃるわけですか。

【委員】

そうです。ずっとうちにて。

【説明者】

いわゆる老人ホームではないわけですね。

【委員】

じゃないです。だから在宅老人ホーム。

【説明者】

在宅老人ホームという言葉自体は把握しておりませんでした。

【委員】

巡回サービスですけれども、設定している目標の135人というのは3カ所に対応できる人数ということですか。

【説明者】

はい。1カ所45人で3所という当初の目標です。

【委員】

それで今92人の人が利用しているということ。

【説明者】

はい。

【委員】

個人負担が割と高く、経費が結構かかると聞きました。

【説明者】

このサービスにつきましては、月額いくらという契約になっていまして、金額としては割高です。要介護度によりまして月いくらという、何回お使いいただいても定額、お使いいただかなくても定額をいただくというつくりになっています。

【委員】

これは今後、利用者が増えていくだろうという見込みですか。

【説明者】

当初の目標は区内全域、申し込みがあれば、夜中でも駆けつけられるという目標で、それは3所開設して、今網羅しております。人数につきましては、当初の目標は135でしたけれども、サービスの拡充という点から言いますと、どんどん増えたほうがいいので、その辺につきましては、今後とも拡大できる形でやっていきたいと思っております。

具体的には事業者、いわゆるケアマネージャーさんにサービスの理解をいただかないと、なかなかつないでもらえないので、ケアマネージャーの会合等で、事業者さんに直接来ていただいて、仕事を説明してもらったり、紹介してもらい周知いただくというようなところも、昨年2回程度やりながら、増やしていくという方向です。

【委員】

このサービスがなかなか周知されていないというのが前回ちょっと話題になった制度でした。少しずつ伸びているけれども、まだこれからですね。

【説明者】

はい。

【委員】

68.1%というのはほかの指標に比べて到達度がちょっと低いという感じですね。

【説明者】

はい。

【委員】

ケアマネージャーさんを通じて周知を図りますというご回答があったような記憶がありますが。

【説明者】

前回、平成26年度につきましては、全事業所加入ではないですけれども、ケアマネット新宿という連絡会があります。そちらにお伺いして、私もお話をしました、直接24時間やっぴらっしゃる事業者さんに来ていただいて、お話をさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げました金額、参考ですが、要介護1ですと月額で5,651円、要介護5ですと2万5,654円。これがご本人様にご負担いただく金額です。これは1単位10円で計算しております。東京23区はもう少しお高くはなりますけれども、概算で大体これぐらいの金額です。

【委員】

平成27年度の取組の概要ですが、特別養護老人ホームで27年度、下落合が整備しているということですが、それ以後の計画は全くないのかどうか。あわせて900人余りの待機者の対応はどのように考えていますか。

【説明者】

まず、先ほどご説明した5月末の963人ですが、事務的なことで恐縮なのですが、今回の963人には、平成27年6月下旬に開設した特別養護老人ホームの130床が入ってございませんので、単純計算いたしますと、963から130が減少するということでございます。ただ開設からいきなり130全て満床にせず、職員の関係もありますので、徐々にやっぴいきます。

それにしても800以上いるのではないかといいところがありますが、今日明日にも特養に入る必要がある方が、申込み者10人中10人じゃないといいいところが現実あります。実際にお声がけしても、いざ現実になると、ご家族ももう少し一緒にいたいと、またご本人もちょっと寂しいといいいようなことで辞退をされる方、もちろん転出なり、残念ながらお亡くなりになる方等もいいます。

数字を見るとこの方々は1年間ずっと全く変更なしといいいことではなく、入所される方が年間200人ぐらい、区内、区外を含めていらっしやいますので、そういった中で循環します。その推計を、23年に利用者の皆様にアンケートをとって、分析した結果、要介護4以上で2割から3割ぐらいの方が特に今お困りになっている方といいい形で、逆算いたしますと、年間200人ぐらいといいいことで、その数字上は、1カ月から1年間の間に真に入所が必要な喫緊の方はお入りいただいているといいい一定の考え方はしています。

もう一つのご質問ですが、下落合以降、ご指摘のとおり計画がありませんので、国有地を中心に国とも連携を図りながら、今後も整備をしていきたいと考えています。現在、具体的には

決まっておられません。

【部会長】

第二次実行計画の分析のところ、グループホームがなかなか進まないということで、これはイニシャルコストの関係だから、大きいのはやっぱり人材の問題ですか。

【説明者】

まず地価が高いというところがあります。また、借りる場合もオーナーさんとの関係で、プリンクラーを義務化でつけなければいけないとか、用途変更の関係で建築基準法上いろいろあるというところが一番ネックになっております。

【部会長】

人材不足は大丈夫ですか。

【説明者】

いわゆる介護職員の人員不足につきましては、グループホームに限らず全体的にいろいろ厳しいということは把握しています。直接この事業ではありませんが、介護サービス事業者協議会という事業者協議会等もありますので、ハローワーク等をお話させていただいて、何かできないか、区としての支援という形で、処遇改善加算の指導、検査というところと並行しながらやっていきたいと考えています。

【部会長】

あと、地域包括のほうから虐待とかで緊急のケースというのは相当来て、そういうのはショートステイでフォローできているのでしょうか。

【説明者】

ショートステイに限らず、あらゆるサービス面での虐待の疑いというのは、認定の関係を含めて全てすぐ情報は来て、高齢者総合相談センターと、高齢者福祉課と、虐待のときには緊急ですぐ情報共有する体制になっております。

【部会長】

どうもお忙しいところありがとうございました。また何かありましたら。

【説明者】

どうもありがとうございました。

(休 憩)

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

計画事業33「ホームレスの自立支援の推進」ということで、ヒアリングを始めます。
事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

計画事業33「ホームレスの自立支援の推進」についてご説明します。

この事業は、先ほどご説明した計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」と同じ個別目標、「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」に位置づけられた事業ですので、重複する部分のご説明は省略いたします。

今回ご説明する事業は、この個別目標の中に三つある基本施策のうち、3番目の「セーフティネットの整備・充実」という基本施策に位置付けられています。同じ基本施策の中には、計画事業として、後ほどご説明する計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」や、子ども家庭部が実施する計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」などがあります。経常事業としては、福祉部が実施する「生活保護法施行事務等」などがあります。

今回ご説明する計画事業33「ホームレスの自立支援の推進」は、「ホームレスは路上生活に至った原因がさまざまであり、その自立支援にはホームレス一人ひとりに合ったきめ細かな対応が必要である。そのため、総合的な相談や就労指導等自立への支援を行い、生活保護法以外の他法や自助努力などを含め自立を促すものです。また、元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行う」といった内容になっております。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

生活福祉課長、説明をお願いします。

【説明者】

生活福祉課長です。よろしくお願いします。

こちらの「ホームレスの自立支援の推進」という事業ですが、三つの枝事業があります。

一つは拠点相談事業といい、拠点相談所を委託で運営して、自立支援のための相談・助言を行うものです。こちらは現在住居のない方、ホームレスの方を対象にした事業です。拠点相談所で待っているだけではなく、巡回相談にも力を入れており、「ここにホームレスの方がいる」というような情報が入ると、私どもがそちらに行き、お声がけをして、福祉事務所とつながりませんかというようなところから始めている、そんな事業です。

二つ目の自立支援ホーム、こちらの事業は、路上生活が比較的短くて就労意欲の高いホームレスの方に対して、自立支援ホームという寝泊まりできる場所を提供しています。また計画的、集中的に就労支援、生活指導を行い、そこにいる間に働いてご自身の力でアパート転宅費用を貯蓄して、自力でアパート転宅をして路上生活から脱却してもらい、そんな仕組みを持っている事業です。

三つの地域生活の安定促進（訪問サポート）という事業ですが、こちらは元ホームレスの方で生活保護受給を開始した方を対象にした事業になっています。地域社会での生活がなかなか安定していないというホームレスの方の特性を考え、きめ細かい訪問、相談を行って、一人でアパートに住んで自活できるような支援を行う。そういった仕組みになるための事業です。

指標としては三つ設けております。一つはホームレス数で、路上生活者概数調査というのを東京都が行っていますが、こちらの調査数です。2点目は自立支援ホームに入所された方のう

ち実際に自立したホームレスの方の割合です。3点目は、地域生活の安定促進を目的とした支援者ということで、新規世帯、年間400世帯への支援という指標を設けています。

まず一つ目の指標ですが、平成27年1月の概数調査が発表され、ホームレス数が70名まで減りました。1年間で51名減ったということで、新宿区は都内でも最も多い減少数ということで評価されています。これはひとえに新宿区独自の取組である拠点相談事業の巡回相談が効果を発揮しているのではないかとマスコミからも評価されています。

2点目の自立支援ホームへの入所者のうち自立した方です。こちらは、入所した方のうち自立する方が8割程度という目標で取り組んでいます。平成26年度については、7人の方が入所されて7人とも自立されたので、自立した割合は100%になっています。8割の方が自立できるようにという指標に基づいて100%を割り戻しますと、達成度が125%という数値になります。

また、指標3の新しく支援をする世帯数ですが、できるだけ速やかにアパートに引っ越しをしていただけるように集中的に支援をしまして、平成26年度は、新規開始389世帯ということで、400世帯にほぼ近い世帯数を達成しています。

事業経費については、記載のとおりです。

評価です。サービスの負担と担い手ですが、危機的な都市問題であるホームレスの自立支援は、一人ひとりに合った対応が必要です。したがって、NPOや公益社団法人、また社会福祉法人等と協力して、きめ細かな自立支援を推進しています。

また東京都や国、また施設管理者との連携を密にしているところで、適切と評価をしています。

目標設定については、着実に自立支援をして再路上化を防ぐというところで行っているので、適切と評価しています。

効果的・効率的な視点ですが、NPO等と協力・連携して業務委託などを実施して、事業費や人件費を増やすことなく効率的に行っているということ、またNPO等の機動性と柔軟性を生かして取り組んでいるということで、効果的・効率的に取り組んでいると思っております。

指標達成度ですが、今ご説明したように、かなり高いものと評価しています。

総合評価ですが、ホームレスの自立を支援する事業としておおむね目標を達成していると評価しており、計画どおり進んでいると思っております。

達成状況と今後の取組方針です。平成26年度の課題と課題に対する方針については、昨年度の事業評価のとおりですので、説明を省略しますが、実際取り組んだ中身としては、ご説明しました3事業をそれぞれ柔軟性と専門性のあるNPO等に委託して、多様な相談に応じました。また、ハローワークとも連携をしながら就労支援して、再路上化の防止に努めています。

新宿区においては、ホームレスの自立支援等に関する推進計画というものを策定しています。第2期の推進計画がもう既に計画期間を満了して、第3期の計画を策定中というところですが、このたび国や東京都で基本方針を変更する手続を踏んでいます。こちらは、生活困窮者自立支援法という新しい法律が平成27年4月1日施行になり、その法律の中でホームレスの自立支援も取り組んでいくなど体系が変わってきている関係で、3月末に国の方針の改定が発表されまし

た。現在、東京都においてそれを踏まえた実施計画の改定作業が進められています。新宿区においては、それらの改定を踏まえた上で、今後、ホームレスの自立支援にどのように取り組んでいくのかといった計画を策定して、更なる推進を図りたいと思っています。

27年度の取組内容は、今申し上げたとおりでございます。

第二次実行計画期間を通じた分析ですが、この期間中に各指標項目ともおおむね目標を達成し、目視調査ですが、日中滞留するホームレスの数が目に見えて減っているというのは実感としてあります。しかし課題として、一方で今なお路上に残っていらっしゃる方、これらの方は高齢化ですとか、固定化してしまっているということも実感としてあります。

こういった方がいる一方で、路上生活が短くて、これまでのホームレスの方とは若干意識とかタイプの異なる若年者も日々流入しておりますので、いろいろな方を対象に取り組む事業ということで一層難しさを感じており、引き続き取り組むべき事業だと認識しています。

したがって、第三次実行計画に向けても、大都市問題として引き続き取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

指標の3、生活保護の考え方というのは世帯で数えるのですか。第二次実行計画には400人と出ているのです。平成23年度末の現況が支援対象400人で、27年度末の目標も400人と出ています。

【説明者】

委員ご指摘のとおり世帯なのですけれども、こちらの方たちは元ホームレスということで、ほとんどが単身世帯の方になっており、世帯と人数は同じ意味でとらえてもらえればと思います。指標で「人」と「世帯」が混在してしまっているのです、どちらかに統一をして今後整理をしていきたいと思います。

【委員】

第一次実行計画のときも400人、第二次実行計画も400人ということは予算の関係ですか。

【説明者】

こちらの事業は、新しく生活保護になった方のアパートに転宅するため支援をし、アパートに転宅した後のアパート生活を見守っていくものです。生活保護を開始する世帯層が、リーマンショック後の急増した時と若干違っておまして、同じ数で推移しているというところなんです。必要な予算はもらいながら、同じ規模で開始の方が推移していると受け止めていただければと思います。

【委員】

そこがよくわからなかったのです。毎年400人増えている、新たに支援している人が400世帯ということですか。

【説明者】

元ホームレスで、福祉につながる気持ちになって、生活保護を受けて生活を立て直そうと思ってくれる方がいて、その方に対して大体半年ぐらい支援します。半年ぐらい見守りが必要

な方、集中的に見守りが必要な方が400人、400世帯ほどいます。その中で、どんどん就労意欲が高まっていて、ご自身で就労自立して保護から脱却される方もいます。そうではなく、高齢で就労はできないのだけれども、半年くらいかけて生活のリズムを取り戻し日常生活は営めるところまでご自身のリズムがつかめるようになったら、一般のケースワーク業務のほうに移行していく流れです。

【委員】

目視されているホームレスが70人とかなのに、生活保護を受ける人は400人いるということですか。

【説明者】

目視で70人というのは、公園とか道路とか公共の場に日中いる人です。この400人の方の多くは、「きのう新宿に出てきました、仕事を探して出てきました、私は今家がありません、職を失って寮を追い出されて、今、新宿に職を求めて出てきました、なので何とかしてほしいんです」といった方々です。新宿区に住まいがあるなしではなく、今ここにいるということで保護の責任が新宿になります。

外で日中過ごしていた期間が長い方が400人いるということではなく、1週間何とかネットカフェで過ごしてきたものの、ネットカフェに泊まって仕事を探すのも難しい、手持ちもなくなってしまった、何とか手伝ってもらえないかというふうに窓口においでになれば、そこで新宿区での生活保護が開始になります。新宿を訪れて新宿区に支援を求める人がそれだけいらっしゃるということで、概数調査の数字が減っているのに、窓口相談を求めて来る方はなかなか減らないという状況があります。

【委員】

それでは、新宿以外にずっと住んでいて、生活が成り立たないから生活保護を申請するという方もいるということですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

もう一ついいですか。目標設定の2番の自立した方が100%とすばらしい数字だなと思いましたが、これは生活保護になったのではなくて、いきなり自立したということですか。

【説明者】

自立支援ホームは生活保護を受給せずに自立を目指す方に入っていただく施設です。したがって、生活保護は一切入らずに、自立支援ホームで寝泊まりする場所と食事は提供します。それで、提供している期間で就職口を探し、就労収入をどんどん貯金してもらいます。その貯金を使ってアパートを見つけてもらい、自立をしていただきます。アパート生活のための転宅資金と、アパートでやりくりができるまで貯金をするというようなお手伝いをしています。

【委員】

それでは自立した方に対して、その後も追跡というか何かされているのですか。

【説明者】

その後、福祉事務所に相談に来ればわかります。そうでない限りは大体、「遠くの寮つきのところに引っ越せたからありがとう」という方もいれば、そこの施設のNPOに「元気でやりますよ」という連絡をくださる方もいます。

【委員】

路上生活者が画期的に減ったということは、地元で生活している我々の目にも明らかなことです。すごい成果だなと思っているのですけれども、元ホームレスだった人が地域に定住したときの生活については、誰が責任を持ってくれるのかなと思うことがあります。生活保護を受給している場合は生活福祉課のほうですよ。ですが元ホームレスでも生活保護を受給していない場合は、全く普通の住民としてのかかわりになるということでしょうか。

【説明者】

そうです。

【委員】

元ホームレスだからといって地域から排除したりしないようにするということは、住民はみんな分かっています。しかしホームレス生活をそのまま地域に持ち込んだような生活をしている方がいて、地域に困惑を招いているという実態もあるわけです。定住するときの指導は誰が、やってくれるのですか。

【説明者】

一例を出すと、今までホームレスで生活されていた方が、何も収入がなく都営が当たったので都営住宅に住まわれて、日々の食事に困らないかという、やはりそこは必ずお困りのことがありますので、何か月間なのか何年間かは生活保護の関わりがあるはずなのです。その中で、ホームレス生活が長かったりすると、いろいろなものを拾ってくる癖があったりするのですね。

それをお部屋の中で収まっている間は、ちょっと臭う部屋があるなという程度かもしれませんが、それを廊下なりに置いてしまうと、周りからの目や近所から注意されたりして居づらくなってしまいます。そういうことが負担になって、そうしたら自由な方がいいやと路上に戻ってしまわないように、寄り添ってお話をしていくというのが私どもの仕事でございます。

【委員】

私はそこに住んでいるわけではないですが、通りすがりで見るとひどい状況の場所があります。建物の外を通っただけで臭っています。ごみが部屋、廊下、自転車置き場、ベランダ、それから共有地である階段、階段の外まで溢れ出ています。要するにごみ屋敷です。1人入ったために、その建物全体がごみ屋敷化してしまうというケースもあります。でも排除はできません。そういうことの指導というのは誰がどうするのでしょうか。

【説明者】

地域で生活するということにご自身がどれだけ馴染んでいけるかというところが難しい問題だと思います。

今の事例で言いますと、都営住宅を管理している東京都住宅供給公社の方にも少し強制力を

発揮してもらうようお願いをしたり、地元の警察の方に巡回を強化してもらったりして手を尽くしております。それぞれの持ち分を發揮しつつ、福祉事務所が最後に心のケアを含めて最後のセーフティネットを張っています。

【委員】

例にもあったような元ホームレスが出てくると、まじめな生活を志している路上生活だった方たちへの波及効果や、よくないイメージというのが広がっていってしまいます。大変だなと思いつつ、やっていることについては評価したいと思っています。

【部会長】

それではまた何かありましたら、問い合わせさせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

<保護担当課長 入室>

【部会長】

それでは、計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」の事業のほうに入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」です。この事業は、先ほど説明した「ホームレスの自立支援の推進」と同じ個別目標の「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」に位置づけられた事業であり、基本施策も同じく「セーフティネットの整備・充実」に位置づけられていますので、重複する部分のご説明は省略いたします。

今回ご説明する計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」は、「生活保護受給者の自立支援を目的として、稼働能力のある生活保護受給者に対し、ハローワークとの連携等による就労支援を実施し、生活保護受給者の経済的自立を目指した支援を行っていくものです。

また、生活保護受給者の約5割を占める高齢者等を対象として、日常生活における自立した生活や、地域社会の一員として充実した生活を目指した支援をします。

さらに、小中学生とその保護者を対象として、子どもの学校や家庭での健全な生活を目指した支援も行っていきます」という内容になっております。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

では、保護担当課長よろしく申し上げます。

【説明者】

保護担当課長です。よろしくお願いたします。

今、事務局からもご説明がありましたが、生活保護制度というのは、現在の社会情勢の中で、誰でも突然の病気や事故、失業など、いろいろな理由によって生活が困窮する事態が生じてしまうという中で、国民誰もが安心して暮らしていくための最後のセーフティネット事業となつ

ています。

そういった中で、生活保護を受給することになった理由というのは、一人ひとり全く違ってきます。単に生活保護から脱却するため、通常で言うと経済的な自立だけを自立と捉えるのではなく、それぞれの状態に合った支援が必要となってくると考えています。そのための手段として、「就労支援の充実」と、もう一つ、「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」というのを挙げております。

まずは就労支援の充実事業ですが、ハローワークやNPO等との連携による就労支援を行いました。支援の実施に当たっては、ご本人の就労意欲の高さや、どういった支援が必要かということ踏まえて、その人の状態を5段階に分けて、それぞれの状況に合った支援を行っています。

まず、就労意欲が高い方に対しては、ハローワークとの連携事業によって支援をしています。具体的には、平成23年7月に、福祉事務所と同じ敷地内にある区役所第2分庁舎分館の2階に新宿就職サポートナビを設置しました。こちらはハローワークの職員が完全予約制で、担当者制によって通常のハローワークの業務をやっております。

区のほうでは、ハローワークのOBを就労支援員ということで、非常勤職員として福祉事務所に配置しています。この福祉事務所とハローワークが一体となった就労支援体制を構築するために、支援の開始に当たっては、まずご本人と生活保護の地区担当員、それと就労支援員との三者面談を行った上で、この方は就労意欲が高いなということで、その上で判定を行って新宿就職サポートナビのほうへつなげています。そちらでは6カ月間、集中的に就労支援をやりますが、いわゆるハローワーク業務の中の求人情報の提供や職業訓練事項のあっ旋などを行っています。

また、支援開始後もいろいろな問題が出てきますので、区の担当者がハローワークと本人との面談に同席するなどして、連携して支援を行っています。

また、働くことはできても、厳しい雇用情勢や個々の状況の中で、働く意欲や自信を失いかけていて、すぐにはハローワークでの支援に結びつけないような方、そういった方に対しては、区の就労支援員が先ほどの面談を行った上で、3カ月を目途にまず就労意欲の喚起などを行い、サポートナビにつなげています。

さらに就労意欲の喚起に支援が必要な方については、平成24年7月から開始した事業ですが、家庭訪問や面談による就労意欲の喚起や就労体験及び講習の実施、就職活動中の生活支援、就職後の相談対応などをNPO等との連携で行っています。この支援によって就労意欲が高まった方を先ほどの新宿就職サポートナビへとつなげて、安定的な就労に結びつけています。

こちらの支援も地区担当員が個々の生活保護受給者の状況を考慮した上で、それぞれの支援につなげ、ご本人、地区担当員、就労支援員、またはNPO等の支援員が連携した支援を行っています。また、こちらの支援では、NPO等の支援員1名が福祉事務所内に常駐して、日ごろから地区担当員との連携や来庁した方の相談などに当たっています。

次に、「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」ですが、高齢者等に対する自立した

地域生活を送るための支援の充実のために様々な講座を行っています。具体的には、色々な事情で生活保護を受けるようになった方、生活習慣の習得とかから始めないといけないような方もいます。

また、引きこもりなどで、自分でご飯を作って食べるというようなことが苦手な方もいらっしゃいますので、そういう方に対して食事についてのセミナーとか、暮らしとお金のセミナー、家庭管理的なセミナー等の講座を行ったりしています。また、居場所づくりを兼ねて、「パソコン教室をやりますからここに出てきてください」みたいな形で講座も行っています。また、生活全般や生活保護についての個別面談や相談もそちらのほうで行っております。

次に、小中学生とその保護者を対象とした子どもの健全な生活の支援として、家庭的な雰囲気の中で放課後に支援員と1対1で学校の宿題をしたり、料理や手芸などを行うことを通して、基本的な生活習慣の習得や子どもの興味関心の幅を広げるなどの支援を行っています。

利用に当たっては、小学生については区内全域から通うのが大変ですので、その職員が必ず送迎を行うという形で行っています。また、保護者に対しても、進路の心配とか、親子関係でちょっと悩んでいるということがあった場合については、相談支援を行っております。こちらでも区の地区担当員がそれぞれのご家庭の状況に応じて利用の勧奨を行います。支援開始後もそちらの職員と連携して、子どもや保護者の状況を確認して、更なる支援が必要であれば、また別の支援につなげていくといった活動を行っています。

平成26年度は、前年度まで定数30人でやっていたのですが、40人に拡大しました。これを機に新たにどういったお子さんが支援の対象になるのか、子どもの状況を把握する上で必要な点、注意すべき点を整理して、各地区担当員に対して周知をして、さらに10名の募集をかけたという形になっています。

平成26年度の事業評価の目標設定では、指標1は、新規にハローワークとの連携による就労支援を実施した生活保護受給者数を年間300人に設定しました。指標2では、小中学生とその保護者を対象とした各種講座や活動、個別支援の支援者を、前年度の年間30名から40名へと上方修正しています。それぞれの達成状況は、指標1の年間就労支援者数は258名で、達成度が86.0%、指標2の年間支援者数40名については、実績40名で、達成度100%でした。

事業経費ですが、全額国の補助対象となっていて、一般財源投入率は0%です。また、担当する常勤職員は0.58名でした。先ほどハローワークが第2分庁舎分館のほうに設置されているというご説明をしましたが、そちらのほうは場所の提供ということで、区の予算負担はありません。人件費等はハローワークのほうが持っているという形です。26年度の事業経費が25年より増えているのは、対象者数を増やしたことが原因となっています。

事業の評価ですが、サービスの負担と担い手というのは、ハローワークやNPO等のそれぞれの分野のエキスパートと協力して行っていくことは非常に重要なことと考えていますので、適切と評価しています。

また、適切な目標設定については、就労の可能性の高い保護受給世帯の支給者数を増やしていくということは経済的な自立を図る上で必要なもので、適切と考えています。

また、小学生とその保護者を対象とした子どもの学校や家庭での健全な生活を目標とした支援を行うことは、貧困の連鎖を絶つために必要であり、目標設定は適切と評価します。

次に、効果的・効率的な視点については、ハローワーク及びNPO等との連携によって、支援対象者に対する確な求人情報の提供やきめ細かな支援が可能となっており、生活保護受給者の経済的自立が効果的に達成できると考えています。

また、NPOと連携することで、支援対象者のニーズに即した幅の広い支援や講座の開催が可能になり、地域社会の一員として自立した生活や、子どもの学校や家庭での健全な生活に効果的に寄与できると考えていますので、こちらも効果的・効率的と評価しました。

目的（目標水準）の達成度については、ハローワークとの連携による就労支援者の拡大について、生活保護受給者に積極的に事業説明を行って、制度を活用した結果、達成度が86.0%となったため、おおむね達成となりました。

また、もう一つの小中学生とその保護者を対象とした支援の支援者数の拡大については、定数が30名から40名へと拡大し、こちらは計画どおり40名に対して支援を行うことができましたので、総合的に判断して目標の達成度は高いと判断しました。

以上の評価を踏まえて、総合評価はおおむね目標を達成しているということで、計画どおりに事業を進捗することができたと評価しています。

次に、第二次実行計画期間を通じた分析ということで、就労支援者数の充実事業のほうで、社会情勢の変化に伴って当初計画した1,150人には達しない見込みになっています。先ほど昨年度は86%ということでご説明したところですが、恐らく今年度もそれぐらいになってしまうのかなという感触を持っています。社会情勢の変化というのは、この計画事業が始まった当初は平成20年のリーマンショックで失業者がすごく増えた時代で、その後何年間かその余波があったのですが、ここ1、2年かなり就労の状況がよくなってきています。

その上で、失業して即、次の仕事がないということで生活保護が開始されている世帯がかなり減ってきているということと、もともと生活保護を受けている方に、平成23年以降こういった事業をやったことによってかなりの部分、保護を受けていた方が就職をしました。今まで受けていた方で就職につながっていない人が就職をしたので、今後は新規の生活保護開始者が主たる支援対象者になるのかなということを考えています。そういったことから支援者数は1,150名には達していませんが、就職できた人の数というのは増えてきているので、効果的に行えたと分析をしています。

また、自立した地域生活を過ごすための支援の推進事業では、NPOと連携した基本的な生活習慣を確立するとともに、健全な学校生活を送れる環境を整えるようにしました。26年度には10名の定員拡大もうまくできましたので、こちらのほうも計画どおりできたと考えています。

今後の課題としては、就労支援については、就労意欲の高い時期に就労につなげられるように、またそうではないような方についてはNPO等との細やかな支援を行っていく必要があると思います。また、保護開始直後からの集中的、切れ目のない支援などをハローワークとやっていくことが一番効果的なのかなと考えています。

また、小中学生を対象とした支援については、面談や家庭訪問等による状況把握を適切に行った上で、支援が必要な子どもを確実に支援につなげていくことが重要なことだと考えています。あわせて、子どもたちについては、関係機関とも連携しながら、それぞれの子どもの状況に着目した支援を行っていく必要があると考えています。

両事業とも支援の対象となる方の状況を適切に把握することが重要と考えており、その時々に応じた支援を行うことが必要と考えています。

最後に第三次実行計画に向けた方向性ですが、こちらの事業は引き続き継続することとして、今後も自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行った上で、その方に応じた、その時々に応じたきめ細かな自立支援を関係機関と連携して行っていくつもりです。

説明は以上です。

【委員】

事業に対する根幹的な質問になるんですが、いわゆる自立支援の推進ということは、受給を停止する、しないということとはかかわっていないのですか。

【説明者】

自立というのをどういうふうに捉えるかが難しいのですが、一般的に生活保護からの自立というふうに言ったときには、まず経済的自立ということで、働くことができお給料が上がったので生活保護をやめる、これが一つの自立と考えています。

ただ、例えば障害を持っているような方というのは、働くことはできても、なかなかそれだけの収入で経済的な自立はできないです。そういう人は生活保護を受けているからといって自立じゃないというようには捉えていません。その人がそれぞれのできる中で働き、生活保護費は生活に足りない分をもらうといったことは社会的に自立していると捉えていますので、一概に保護が終わったということで自立と捉えているわけではありません。

【委員】

就労して所得があるということは、自立と定義していいですか。

【説明者】

就労して所得があるということだけではなく、就労はしているけれども、例えばごみ屋敷にしてしまうとかは地域生活での自立というふうには捉えませんので、就労したことをもってすぐに自立したというふうには考えていません。その方が地域で自分らしく生活していくことができるようになったときに自立というふうに考えております。

【委員】

あくまでも受給をやめるとか、停止するということは目標にしていけないわけですね。

【説明者】

その方が、健康で働くこともちゃんとできる場合は仕事を開始して最終的には自立してください、生活保護を脱却してくださいというような形が目標になっていきますが、そうじゃない方もたくさんいらっしゃいますので、必ずしも脱却が目標にはならないと思います。

【委員】

自立をさせるための督励をするという意味で脱却ということは本人に言うてはいけないのですか。

【説明者】

保護からの脱却を目指すという形で就労指導を行う場合もちろんあります。その人の状況に応じてという形になります。

【委員】

あくまでも新宿区の事業としては、自立支援ということについては、生活保護を脱却ということには直結しないんですね。

【説明者】

はい、直結する方もいますが、そうじゃない方もいらっしゃいます。

【委員】

したがって、そういう目標は達成できない、目標値は出ないということですね。

【説明者】

そういう形です。

【部会長】

それを目標設定にすることは難しいと思います。今の生活保護の半分は高齢者ですよ。85歳の高齢者に今から仕事をして稼げと言ったってそれは難しいですし、重度の障害を持っている人に働けというのも難しいです。ゴールはいろいろなゴールがあるという発想ですから、一つのゴールで締めくくるのは難しいということです。ですから、人によっては経済的に自立するのがふさわしい人もいて、社会的に自立するのがゴールの人もいてという意味ですよ。

【説明者】

はい。

【部会長】

保護率は現在、何パーミルぐらいですか。

【説明者】

大体31.6パーミルのところで推移をしております。

【部会長】

それから、生活保護の対象になっている方で高齢者や障害者や傷病者を除いた、いわゆるその他世帯は全国平均が今16%ぐらいかと思いますが、新宿区では何%ぐらいですか。

【説明者】

その他世帯は17%、16%、18%、大体そのぐらいのところを動いています。

【部会長】

全国平均的ということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

サポートナビで就労支援する手前が区の就労支援で、その前がNPO等を中心にしてかかわるといった説明がありましたが、これは自立支援プログラムとは別にやっているということですか。

【説明者】

いえ、自立支援プログラムの中の一つと位置付けてやっています。

【委員】

小中学生の支援が30人から40人に目標設定を上げて、100%達成できているということで、これからの社会を見るときに、貧困の連鎖を断ち切るということはとても大きなことだと思います。基本的な生活習慣とか学習を1対1で教えるというような支援はとても大事なことだと思えますが、この支援を受けている子どもさんの親は、お母さんだけの世帯の方が多いのでしょうか。

【説明者】

必ずしもそういうわけではないんです。例えば家庭環境に少し問題がある方々に、週に一度1対1で信頼できる大人との関係を築きながら健全な育ちを支援するような事業になっています。必ずしもお母さんだけではないんですけれども、母子家庭もかなりの数があります。

【委員】

生活が困窮しているということだけでこの制度に結びついているのではないということですね。

【説明者】

はい。個々の地区担当員がついていますので、保護者が食事をつくらない等の状況、いろいろなチェック項目をつくって、健全な育ちに支援が必要と判断した方を支援しています。

【委員】

その支援を受けている子ども、40人の定員にしたらすぐ40人になるということは、対象の子どもはもっとたくさんいるということですか。

【説明者】

その時々状況によりますが、30名定員のときに実際に支援を受けていた人が29人だったりします。昨年度はさらに40人に定員拡大したということで、今までは支援につながっていない子どもどんどん入れていこうということで支援をして、結果として40名になったということです。

【委員】

ケースワーカーが判断してこの支援に結びついているというご説明でしたけれども、必要な人がちゃんと素直にこのサービスに結びついているのかという心配があります。拒否したりなど、本当はきっちりとこのサービスを受けて欲しいとケースワーカーが判断しても、うまく支援に乗らない人はいるのでしょうか。

【説明者】

ご両親の教育方針でこういうのは必要ないと拒否される場合もあります。ただ、そこは必要であると地区担当員が判断して勸奨を行っていますので、粘り強く説得して、週1日

からやってみようとか、そういったことを繰り返して支援につなげています。

【委員】

指標2の目標40人、実績40人で100%の達成率で、24、25年度が目標30人、26年度が目標40人と増えていますよね。第一次実行計画では21人だったということは、それだけ必要な事業であり今までは受けられなかった子が、受けることによって効果があるというふうに捉えているから予算をとっているということですよ。

【説明者】

先ほど申し上げましたとおり、受けられなかった子がいたというふうには考えていないんですけれども、さらに少し対象を広げたというふうに私どもは捉えています。

【委員】

広げたということは、このプログラムに入ることが子どもたちのためになっているということですよ。

【説明者】

はい、そう考えています。

【部会長】

2番の事業のところ、保護受給者の家庭の子どもの支援があるのですけれども、新宿区では生活困窮者支援法の学習支援がありますよね、あれはやっていらっしゃるのですか。

【説明者】

生活福祉課長です。

今年から生活困窮者自立支援法の専管組織、生活支援担当課という組織を発足しまして、新法の学習支援をやっています。ただ、新宿区がやっている学習支援は、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のお子さんたち、高校に進学する中学生を対象にした学習支援に特化しています。

その中では、今40名対象にしている、そういう方がご相談に見えたら入っていただくという仕組みなのですが、今は生活保護世帯の方が全てになっていまして、生活困窮者のご相談に来ている世帯で、この事業の対象になり得る世帯は今のところ1世帯です。その世帯はまだ中学1年生ということもあり、中学校での新しい生活が始まったばかりということもあるので、学習支援のほうは需要がないというような状況です。

【部会長】

ありがとうございました。

<閉会>